



結核診断を受けましょう！

国内最大の感染症は『結核』です

早期発見、早期治療が何より大切です

年に1回は結核健診（胸部X-P線検査）を受けましょう！！

結核の現状

結核は、年間3万人の新規患者が発生し、約2,000人が亡くなるなど、日本で最大の感染症です。

結核はくしゃみやせきから広がります

結核とは、結核菌によって、主に肺に炎症を起こす病気です。結核菌は、結核患者がくしゃみやせきをしたときに飛び散り、それを周りの人が直接吸い込むことによって感染します。しかし通常は、免疫機能が働いて菌の増殖を抑え、発病しないで済みますが、免疫力が弱まっていると発病してしまいます。

長引くせきは赤信号！

結核の症状は風邪と似ています。次のような症状が2週間続いたら、結核を疑い、マスクをして早めに医療機関を受診しましょう。

長引くせき、たん、血たん、微熱、体がだるい、体重が減った、胸の痛み

結核の予防

BCG接種

BCGは結核の発病率を抑え、重症化を防ぐためのワクチンです。生後6か月までに受けましょう。

日頃の健康管理に留意しましょう！

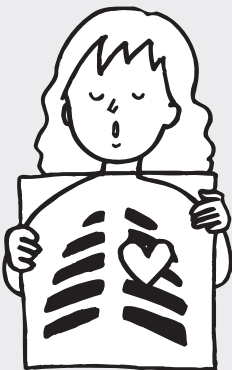
規則的な生活習慣を心がけて体調を整えていれば、感染しても発病しない可能性は高くなります。

定期的に胸部X-P線検査を受けましょう！

胸部X-P線検査で、結核を発症していないかどうかを確認できます。

結核は、早期発見、早期治療が大切です。ご自身の健康状態を把握するためにも、年1回は検診を受けましょう。

町では65歳以上の方を対象に、別記の日程で検診車を巡回します。費用は無料です。



<結核検診巡回日程表>

月 日	時 間	検 診 会 場
10月17日 (水)	12:30～13:10	える夢館（老人クラブ）
	13:10～13:30	える夢館（一般）
	14:10～14:25	茂岩南区会館
	14:50～15:10	大津地域コミセン
	15:40～15:55	二宮構造改善センター
	16:20～16:35	旧豊頃保育所跡地
	16:50～17:05	十弗農業センター
	17:15～17:30	豊頃地域コミセン
	17:40～17:55	中央区コミセン
	18:10～18:30	保険センター
10月18日 (木)	9:15～9:30	統内生活センター
	9:40～9:50	統内農作業管理休養施設
	10:10～10:25	農野牛老人憩いの家
	10:45～11:00	中央区コミセン
	11:10～11:30	茂岩末広近隣センター
	12:30～13:10	える夢館（老人クラブ）
	13:10～13:30	える夢館（一般）
	13:40～13:55	保健センター
	14:05～14:20	茂岩神社前バス待合所
	14:30～14:45	豊頃地域コミセン
	14:55～15:10	十弗西区会館

国民年金からのお知らせ

ご存知ですか、国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

障害基礎年金

(注) 身体障害者手帳等の等級と異なります。

● 病気や事故で障害が残ったときに

国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6か月たったときに申請できます。

- 初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。
- 初診日から1年6か月後に申請せず、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。

● 1級 983,100 円（2級の1.25倍）

● 2級 786,500 円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

● 2人目まで 1人につき 226,300 円

● 3人目以降 1人につき 75,400 円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。

①と②の両方の条件を満たすことが必要です

- ① 障害の等級が該当していること
国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。
- ② 一定の保険料を納めていること
初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。
※ 初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。

初診日（死亡日）が平成28年3月末日までのときは、初診日（死亡日）の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。

● 厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます

年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。

● 障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

遺族基礎年金

● 一家の支え手を失ったときに

国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある妻、または子に支給されます。

支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

● 妻が受けるとき 1,012,800 円（子1人分の加算額含む）

● 子が受けるとき 786,500 円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

● 2人目まで 1人につき 226,300 円

● 3人目以降 1人につき 75,400 円

①～③のすべての条件を満たすことが必要です

- ① 請求できる遺族（18歳未満の子のある妻、または子）であること
- ② 亡くなった時の請求者の年収が850万円未満であること
- ③ 亡くなった方が一定の保険料を納めていること
死亡日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。

● 18歳未満の子がいない場合でも遺族厚生年金が支給されます

厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。

特別障害給付金制度

国民年金に任意加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象に、特別障害給付金が支給されます。

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
※ 夜間、定時制、通信制を除きます。
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者
①または②であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）があり、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態に該当する方

支給額（平成24年度）
障害基礎年金の
1級に該当する方…月額 49,500 円
2級に該当する方…月額 39,600 円
※ 本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

詳しくは・・・【お問合せ先】役場福祉課健康係 ☎ (574) 2214

問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213